

令和元年 8 月 8 日

## 第 67 回

# 境港市都市計画審議会会議録

## 第 67 回 境港市都市計画審議会会議録

1. 議事日程 令和元年 8 月 8 日（木）午前 10 時 30 分
2. 議事内容 議案第 1 号 米子境港都市計画下水道の変更について
3. 出席者
  - (1) 審議会委員  
出席者（14 名）
    - 足立 統一郎
    - 足立 收平
    - 門脇 美保
    - 長尾 達也
    - 岡空 研二
    - 築谷 敏雄
    - 足田 法行
    - 大賀 祥一（国土交通省 日野川河川事務所長代理）
    - 森田 豊光（境港管理組合 事務局長）
    - 宇山 俊彦（境港水産事務所長）
    - 三嶋 誠（鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局長代理）
    - 木嶋 哲人（鳥取県西部総合事務所 農林局長）
    - 中本 勝（境港市自治連合会 副会長）
    - 足立 晋哉（境港市農業委員会 会長）
  - 欠席者（1 名）
    - 小椋 弘佳
  - (2) 説明のために出席した者（事務局）

境港市建設部長	下場 和重
都市整備課長	柏木 雅昭
都市整備課都市政策係長	遠藤 彰
下水道課長	松本 啓志
下水道課計画整備係長	田中 瀬二

午前 10 時 30 分 開会

都市整備課長 : ただいまより、第 67 回境港市都市計画審議会を開催いたします。  
本日の出席委員は 14 名であり、全委員 15 名の過半数を超えておりますので、本審議会が成立していることを報告します。

開会にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。

市長 : (挨拶)

都市整備課長 : 本日は委員改選後の初めての審議会ですので、ここで各委員のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介・各委員挨拶)

都市整備課長 : ここで、本日出席している事務局を紹介します。

(建設部長以下紹介)

都市整備課長 : それでは、日程 4 の会長選出ですが、審議会条例第 5 条の規定により、会長は学識経験のある者の中から委員の選挙によって定めるとありますが、いかがでしょうか。

足立収平委員 : 委員の互選でよいのでは。

都市整備課長 : 「委員の互選で」とのご意見がありますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

都市整備課長 : それでは、委員の皆様の中で、ご推挙等ありますか。

足立収平委員 : 足立統一郎委員をお願いします。

都市整備課長 : 足立統一郎委員を推薦する声がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

都市整備課長 : 足立統一郎委員が会長に就任されることに決定しました。

それでは、足立会長に、就任のご挨拶並びに議事進行をよろしく申し上げます。

会長 : (挨拶)

会長 : 日程に従いまして会長代理者の選出ですが、足立収平委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

今日の会議録の署名委員に岡空委員と門脇委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、諮問に入りたいと思います。市から諮問をいただきます。

市長：（諮問文 朗読）

都市整備課長：ここで市長は一旦退席をさせていただきます。

（市長退席）

会長：それでは、審議に入ります。

第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（第1号議案について説明）

本日、審議をお願いする議案につきましては、米子境港都市計画下水道の変更となります。

#### 【議案2ページ】

下水道は、都市計画を定める必要がある都市施設のひとつとされており、排水区域、処理場ポンプ場及び主要な管渠を具体的かつ総合的に定めることとされております。

このたびの下水道の都市計画の変更は、その内の排水区域の変更となります。

また都市計画事業として実施する下水道事業につきましては、都市計画決定を行った区域内で、おおむね5年から7年程度以内に整備可能な区域について、都市計画事業認可を受ける必要があります。

都市計画事業認可につきましても、本年度、事業計画区域を拡大し、事業認可を受ける予定としております。

#### 【資料13ページ】

下水道計画一般図を載せておりますが、この地図の赤色で囲った部分が事業計画区域の拡大を予定しているエリアとなります。

都市計画事業認可の計画区域を拡大するエリアの一部に都市計画決定がなされていない排水区域がございましたので、既決定の排水区域に追加するものであります。

既決定された都市計画の排水区域1,585ヘクタールに隣接しますエリア約22ヘクタールを追加しまして、排水区域を1,607ヘクタールに拡大するものになります。

追加する理由としましては、既決定区域に隣接する家屋について、土地の利用状況等を勘案し、公共下水道の整備普及を図り、公衆衛生の向上、及び公共水域の水質保全をすることを目的としております。

### 【議案3ページ】

資料に総括図を添付しております。

既に都市計画決定されている下水道の排水区域を黄色で着色しております。このたび追加する排水区域を赤い色で示しております。

追加する区域につきましては、渡町、外江町、西工業団地、芝町、中野町、福定町の各地区になります。

黄色で示しております都市計画決定済みの排水区域につきましては、主に平成元年から平成2年に都市計画決定されたものでありまして、その後下水道事業の進捗状況に応じて随時追加しております。

平成初期に排水区域が都市計画決定されてから、公共施設等の整備状況、土地の利用状況が変化しているため、周辺の下水道施設の整備状況を踏まえ、このたびの都市計画の排水区域に追加したいと考えております。

### 【資料5ページ】

外江町地内で排水区域を追加するエリアで、面積が約2.8ヘクタールになります。このエリアにつきましては、市街化区域に隣接する市街化調整区域になりますが、南北に約6メートルの市道が整備されており、既存の住宅が点在している状況となっております。

また、近年新築等の住宅が建設されつつある地域でもあるため、下水道整備により生活環境を保全する必要があると考えております。

なお、このエリアにつきましては、これから事業計画区域に含めて下水道の整備を予定している地域になります。

### 【資料6ページ】

芝町地内で排水区域を追加するエリアで、面積が約2.4ヘクタールになります。

このエリアは、市街化区域に隣接する市街化調整区域になりますが、東西に約6メートルの市道が整備されており、道路沿いには既存の住宅が密集しております。

また周辺には保育所や個人病院などの施設もあり、今後市街化区域と一体となった街並みが形成されることが考えられます。

既存の建物の状況、将来の見通し等を勘案しまして、下水道整備により生活環境を保全する必要があると考えております。

このエリアにつきましても、これから、事業計画区域に含めて下水

道の整備を予定している区域になります。

**【資料 7 ページ】**

申し訳ありませんが、資料の写真の①と②が逆になっておりますので訂正をお願いいたします。

中野町地内の境港市文化ホール北側周辺のエリアで、消防署エリアの面積が約 0.4 ヘクタール、住宅の密集しているエリアが約 0.7 ヘクタールになります。

①の消防署のエリアにつきましては、南側に保育園、境港市文化ホール、市民体育館などの施設があり、既に都市計画決定されております。

今後、下水道を一体的に整備するために、排水区域に追加したいと考えております。

②のエリアにつきましては、市街化区域に隣接する市街化調整区域になりますが、既存の住宅が密集しており住宅地内には約 4 メートルの市道が整備されております。

このエリアに隣接している市街化区域は既に下水道が整備されておりますので、下水道整備により市街化区域と一体となって生活環境を保全する必要があると考えております。

**【資料 8 ページ】**

中野町と福定町地内で排水区域を追加するエリアで、面積が約 6.3 ヘクタールになります。

このエリアは、市街化区域に隣接する市街化調整区域ですが、南北に歩道付きの約 9 メートルの 2 車線道路が整備されており、その沿線に住宅が立ち並んでおります。

また、近年、新築の住宅棟が建設される地域でもあるため、下水道整備により生活環境を保全する必要があると考えております。

隣接する排水区域につきましては、既に下水道が整備されている区域になります。

**【資料 9 ページ】**

森岡町地内で排水区域を追加するエリアで、面積が約 2.8 ヘクタールになります。

このエリアは市街化調整区域ですが、東側の黄色で着色した既決定区域につきましては既に下水道が整備されています。

近年南北を通る幅員約5メートルの市道沿いに新築の住宅が建設されつつあるエリアになっておりまして、既決定された東側の区域と一体となって生活環境の保全を図る必要があると考えております。

**【資料10ページ】**

渡町地内で排水区域を追加するエリアで、面積が約0.7ヘクタールになります。市街化調整区域でありまして、幅員約4メートルの市道が整備されています。

また黄色で着色しました北側と南側の既決定区域につきましては、既に下水道が整備されております。

この地域は既存の住宅が点在しており、北側のエリアを下水道整備する際に地元の要望が強かった地域であり、北側南側の整備済みの地域と一体となって下水道整備により生活環境の保全を図る必要があると考えております。

**【資料11ページ】**

西工業団地地内で排水区域を追加するエリアで、面積が約6.1ヘクタールになります。

現在は水面となっておりますが、埋立ての計画が予定されており、堤防で閉め切る工事が行われています。

なお、このエリアは市街化区域であるため、都市施設として下水道を整備するため、このたび排水区域に追加したいと考えております。

**【資料1ページ】**

全体計画につきましては、平成27年度に変更となりましたが、その後4年が経過しましたので、人口減少等の社会情勢との整合を図るために、計画条件等の見直しを行い、変更するものになります。

全体計画の目標年次を令和12年から令和17年に変更いたしました。

下水道全体計画区域の面積を1,735ヘクタールから1,743ヘクタールに変更いたしました。

面積が増えた理由としましては、このたび都市計画決定をするエリアが、一部、全体計画区域に含まれていなかったことによります。

全体計画の計画人口を30,300人から28,600人に変更いたしました。

計画人口が減った理由としましては、将来の人口予測が減少すると

いうことによります。

計画汚水量を日最大27,300 m<sup>3</sup>から日最大24,400 m<sup>3</sup>に変更いたしました。

計画汚水量が減った理由としましては、人口減少に伴う下水道処理場に流入する汚水量が減ることによります。

なお、都市計画下水道の変更にあたり、令和元年7月10日から、7月24日の2週間、縦覧を行いました。期間中、縦覧者は3名ありましたが、意見書の提出はありませんでした。

なお、本審議会で議案が承認されますと、鳥取県に本協議を行う予定としております。

また、都市計画の案が決定されましたら、事業計画区域を拡大するため、都市計画事業認可を受けるための協議を行う予定としております。

会 長 : 第1号議案につきまして、皆様のご意見ご質問をお願いします。

岡 空 委 員 : 資料8ページで、建築中となっている建物が区域に入っていないが、前面道路に下水道管が入れば繋ぐことができるか。

また、受益者負担金は払わなくてもよいのか。

事 務 局 : 区域を定めたときには建築中のものはなかったが、最近、建築が始まったようである。

現時点では区域には入っていないが、実際の工事では隣接する道路内に汚水管渠を整備する。

隣接する住宅については、区域に入っていないなくても下水道の利用ができるよう工事をさせていただきたいと考えているので、そのような土地にも受益者負担金をお願いすることになる。

長 尾 委 員 : 8ページの⑤の下に、従来から2軒の家があるが、それらはどうなるのか。

事 務 局 : 赤色で囲った部分の南側の2軒については、既に整備済みとなっている。

築 谷 委 員 : 資料の9ページの下、写真の③のところは結構住宅が建っていると思うが、どうして区域に入れなかったのか。

事 務 局 : 今回、赤色の追加する部分を、なぜ黄色の既に整備が終わった部分と合わせて一緒にしなかったのかという話だと思うが、東森岡の整備



済みの区域は、平成10年よりも前くらいの早い段階で整備をしており、当時計画した段階では、まだ宅地化が進んでいなかったため入れていなかった。

今回は年数も経っているので追加させてもらった。

築谷委員： 写真の③に隠れた一角に住宅が密集しているが、ここがなぜ入らなかったのか。

事務局： 写真③の下に住宅が何軒か建っているが、ここは今回の区域から少し離れてしまっていること、農用地であり、本来、宅地化することが好ましくない地域であることから区域には入れなかった。

築谷委員： 将来的には調整するということか。

事務局： 市街化調整区域のため、あまりないと思われるが、今後住宅がさらに広がれば検討していきたいと考えている。

築谷委員： 他にも同様の地区があると思われるので、そういうところも調整をお願いしたい。

足田委員： 住宅が建って、下水道も広がり、人口も減少する中で、下水道計画の面積が22ヘクタール増えただけかもしれないが、収支はどう変化するのか。

事務局： 境港市では普及率が約77%であり、まだ約2割が残っているが、令和8年度までに、今回追加する区域も含めて整備を終えたいと考えている。

全体の人口は減っているが、下水道の利用者は増えている状態であり、収支も改善が見込まれている。

今回追加する22ヘクタールの区域については、割合が少ないため、多少のプラスにはなるが、収支上大きな割合にはならない。

中本委員： 自分も全体の整備が完了するのがいつになるか聞きたかった。令和8年度までに全体が整備されるということで了解した。

足立収平委員： それは竹内団地や西工業団地も整備が終わるということか。

事務局： 生活排水については、令和8年度までに整備が終わる計画を立てるよう国から指導があり、これに基づいて市でも令和8年度までに生活排水の整備を終える計画を立てたものであり、工場排水については令和8年度までに整備を終える計画になっていない。

- 足立收平委員 : 工場排水とは別に、従業員の使用する雑排水についても合併処理槽を設けて処理をしているところであり、環境を考えれば早く整備したほうが良いと思う。
- 会 長 : ご意見ということでよろしいか。
- 足立收平委員 : はい。よろしくお願いします。
- 会 長 : 農業の面から何かありませんでしょうか。
- 足立晋哉委員 : 聞いたかったことは皆さんがおっしゃられたので、自分の方からは特にない。
- 会 長 : 水産の立場から、宇山委員。
- 宇山委員 : 資料を見てこれはどうかと思っていたところについては、皆さんから質問していただいたので、特にない。
- 森田委員 : 市街化調整区域で家が建つのはどのような要件があるか。
- 事務局 : 市街化調整区域で家が建つ要件は、大きく分けて2種類ある。  
昔から基準としてある、例えば長年近くに住んでいてその分家として独立して住宅を建てる時に許可されるものと、一定の区域を定めて、その区域内であれば、市内に家がなく、市街化区域内に土地を所有していない人が、2階建てまでの住宅を建てる場合には容易に許可されるものがある。  
今回追加する区域は、後者の区域に入っている。
- 門脇委員 : 資料1ページの計画汚水量が変更後に少なくなるということだが、汚水量には雨水は入らないのか。
- 事務局 : 計画汚水量には基本的には雨水は含まれない。  
境港市の場合は、汚水は公共下水道の污水管、雨水は側溝に分けて処理する方式を取っている。  
しかし、現実的には雨水が汚水の中に侵入しており、計画汚水量にはそういったものも見込んでいる。
- 足立收平委員 : これまでに供用開始して、実際に何パーセントくらいが下水道を使用しているか。
- 事務局 : 下水道が使用できるようになって、実際に下水道に繋いでいる割合は、約80パーセントになる。

門 脇 委 員 : 今年の7月18日に境港市に大雨警報が出たが、天皇道路沿いの道路が雨水で川のようになっていた。雨水についても汚水と合わせて整備する考えはないか。

事 務 局 : 境港市の下水道計画では、汚水と雨水の両方の整備について定めている。

中 本 委 員 : 下水道に繋いでいるのが80パーセントとのことだが、繋いでいない理由はどのようなものがあるか。

事 務 局 : 市が下水道を整備しても、各家庭の負担で下水道に接続してもらうための工事に多額の費用がかかることから、経済的な事情等により接続がされていない事例が多いというのが現状。

足 田 委 員 : 空地も増えていく中で、調整区域で下水道の面積を増やすと、将来的に工事費がかかることも考えられる。

コミュニティを盛んにするために、空地を有効活用して、そこに入れてもらうような政策を考えていただくことはできないか。

事 務 局 : 空地や空家が増え、少子高齢化で人口が減少する中で、どうしようもないというのが現状である。

今年度から来年度にかけて、都市計画マスタープランの見直しをするところであり、この中で、どのような対応ができるか検討させていただきたい。

築 谷 委 員 : 空家の接続の具合はどうなっているか

事 務 局 : 現時点で空家だけを対象とした接続率は集計していないが、空家であっても、例えば年に何回か、あるいは毎月でも、家の管理のために水道を開栓している場合が結構ある。

こういったお宅は浄化槽が多いと思うが、浄化槽の場合はあまり使わないと管理が難しい。

たまにしか使わない人ほど公共下水道に繋いでもらえば、いつでも使用できるという状況であり、できるだけ接続をお願いしている。

築 谷 委 員 : かえって繋げたほうがいいのか。

近所に名古屋に住んでいて年に2回くらい帰ってくる人がいて、浄化槽を動かしたり止めたりということで相談を受けたが、下水道に接続しておいた方がいいということか。

- 足立晋哉委員 : 区域の拡大により事業費はどれくらい増えるのか。
- 事務局 : 今回の増加分だけの事業費を計算していないが、おそらく5億円程度ではないかと考えている。
- 会長 : 他に意見がないようでしたら、原案のとおり承認したいと思います  
がよろしいでしょうか。  
(全員承認)  
それでは、答申案を作成します。一時休憩します。  
(事務局が答申文(案)を委員に配布)
- 会長 : それでは答申案をご覧ください。  
お配りした答申案のとおり、答申してよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
(市長入室)
- 会長 : それでは、答申いたします。  
(会長が答申文 朗読)  
(会長が答申文を市長に手渡す)
- 市長 : ありがとうございます。答申のとおり決定させていただき、今後  
公共下水道の整備に努めてまいります。  
なお、冒頭に諮問をさせていただきましたが、諮問文の文言に誤り  
がありましたので、謹んで訂正させていただきます。なおご説明いた  
しました排水区域の編入等につきましては、変更はありません。申し  
訳ありませんでした。
- 会長 : それでは、都市計画審議会を終了します。  
皆さんありがとうございます。  
(終了)